

【うなぎ稚魚採捕の届出先】

紙で申請する場合は、下記のホームページ掲載内容※の申請先等を参照し、提出してください。

※うなぎ稚魚漁業（しらすうなぎ）漁業
〈申請先等〉

届出者	届出事務を行う事務所（届出先）
淡路県民局管内（洲本市、淡路市及び南あわじ市）に住所を有する者	兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所水産課 〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 電話：079-926-2107 FAX：0799-22-1443
うなぎ稚魚漁業の許可申請において、申請可能な河川のうち、（1）から（20）及び（34）から（37）まで（武庫川から天川及び夙川から塩屋谷川まで）の河川を第1河川（主に操業する河川）として選択する者	兵庫県東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所水産漁港課 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 電話：079-421-9349 FAX：079-421-4056
うなぎ稚魚漁業の許可申請において、申請可能な河川のうち、（21）から（33）及び（38）から（41）まで（市川から天和雨水水路及び西汐入川から鳴瀬川まで）の河川を第1河川（主に操業する河川）として選択する者	兵庫県中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所水産課 〒670-0947 姫路市北条 1-98 電話：079-281-9295 FAX：079-222-9943